

令和元年度年次報告書による評価4と評価5に関する取組み一覧

資料4

番号	課	H30	R1	主な取組	実績	評価の理由	今後の方向性
2-2-3-1	総務人権課	5	5	I 和光市DV対策ネットワーク等による情報共有	○平成29年1月の組織改正に伴い、平成29年度に和光市DV対策ネットワーク会議の開催要綱が変更され、名称が「要保護児童及びDV対策地域協議会」に変更となる。名称変更後、関係機関の見直しがあり、総務人権課は関係機関から外れたため、該当なし。		組織改正に伴い、啓発を中心に進めていく。
2-2-3-3	総務人権課	5	5	Ⅲ 要保護児童対策地域協議会による情報共有	○平成29年1月の組織改正に伴い、平成29年度に要保護児童対策地域協議会の開催要綱が変更され、名称が「要保護児童及びDV対策地域協議会」に変更となる。名称変更後、関係機関の見直しがあり、総務人権課は関係機関から外れたため、該当なし。		組織改正に伴い、啓発を中心に進めていく。
2-3-1-1	社会援護課	5	2	I 緊急時安全確保及び一時保護	身体的・経済的DVの被害の訴えとがあった相談者について、生活保護の適用となる場合、新たな居所設定の支援、及び一時保護をする。令和元年度は2件。		引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、問題解決に向けて迅速な対応を図る。
2-3-1-2	社会援護課	5	5	Ⅱ 緊急時避難者宿泊施設の提供	令和元年度の利用実績はなかった。		引き続き関係部署、関係機関との連携を密にして情報を的確に把握して、迅速な対応を図る。
2-3-3-1	総務人権課	5	5	I 和光市DV対策ネットワーク等による情報共有と連携	○平成29年1月の組織改正に伴い、平成29年度に和光市DV対策ネットワーク会議の開催要綱が変更され、名称が「要保護児童及びDV対策地域協議会」に変更となる。名称変更後、関係機関の見直しがあり、総務人権課は関係機関から外れたため、該当なし。		組織改正に伴い、啓発を中心に進めていく。
3-1-1-11	保育サポート課	1	4	XI 市民向け託児付きセミナーの開催	令和2年3月に託児付きの講座を開催することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当該事業は開催することができなかった。		今後も保護者の課題を調査し、保護者と行政にとって効果の高い託児付き講座を実施する。
3-1-3-2	保育施設課	4	4	Ⅱ 託児ボランティア制度の検討	託児ボランティアとなる担い手の人材確保が困難であり、制度とし検討するに至っていない。	託児ボランティアであっても児童を預かる事業の性質上継続的に実施するには、報酬は欠かせないものと認識している。市財政状況が厳しい中、今後、新たな制度として創設する場合には、受益者負担を視野に入れる必要がある他、当日キャンセルなどによる未払いへの対応など、検討しなければならない課題がある。	託児ボランティア制度の構築のため、人材確保及び費用面での検討を行う。
3-2-2-2	ネウボラ課	4	4	Ⅱ 100名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進	未実施。	当該事業については、介護休業その他の休業とあわせて啓発すべきであり、労働行政の一部を切り出して効果的な啓発をすることが困難であったため。	育児休業の取得促進については事業主の理解が重要であることから、より広範なアプローチを検討し、啓発を実施する。
4-2-2-4	総務人権課	1	4	Ⅳ 避難所における女性相談窓口の設置	10月12、13日に避難所を開設したが、女性相談窓口は未設置。被災時における具体的対応事例を学ぶため、BOSAIフェアに出席し、支援方法や対応策について学んだ。	避難所開設は3か所。場所により開設、閉鎖時間は異なるが、10月12日(土)14:00から13日(日)11:30までの間で開かれ、開設時間が短かったため未設置である。その他、自主避難所が4か所開設されている。各避難所では、男女の市職員が対応し、避難所の一部では、テーブルを仕切りとして使用し、スペースを区切っていた。	関係課と連携し、被災時には迅速に窓口を設置し、対応できるよう努める。また、継続して防災に関する研修に参加し、情報収集に努める。